

シリーズ

憲法の基礎

日本国憲法が公布された1946年11月、内閣の「法制局」が『新憲法の解説』を発行しました。その「第二章 戰争の放棄」について、次の二節があります。

「原子爆弾の出現は、戦争の可能性を擴大（かくだい）するか、又は逆に戦争の原因を終熄（しゆうそく）せしめるかの重大段階に到達した」「識者は、まづ文明が戦争を抹殺しなければ、やがて戦争が文明を抹殺するであろうと眞剣（しんけん）に考えてゐる」

まさに核時代に突入する中で、戦争と人類は共

存できないといふ認識が9条成立の背景にあるのです。

46年3月20日、枢密院で行われた幣原（しではら）嘉重郎首相の帝国憲法改正案「説明要旨」は次のように述べています。

広島・長崎の経験

「原子爆弾の発明ハ世ノ主戦論者ニ反省ヲ促シタノテアルガ、今後ハ更（さら）ニ之ニ幾十倍幾百倍スル破壊的武器モ發明サレルカモシレナイ」「他日新タル兵器ノ偉力ニ依リ短時間ニ交戦ノ大小都市悉（ことごとく）ク灰燼（かいじん）ニ帰シ數百万ノ住民ガ一朝塵殺セラルル慘状ヲ見ルニ至ラバ、列国ハ漸ク目醒メテ戦争ノ拠棄（ほき）ヲ眞剣ニ考エルコトトナルデアラウ」

幣原は、核戦争で数百万人の人間が一瞬にして殺ります。（随時掲載）

45年4月～6月にかけて議論され決定された国連憲章は「武力による威嚇、武力の行使」を原則禁止したのに対し、日本国憲法は「戦力不保持」にまで飛躍を遂げています。そこには残酷な侵略戦争への徹底した反省とともに、45年8月のヒロシマ・ナガサキへの人類初の原爆投下という経験が刻まれています。